

「容器包装プラスチック分別収集」Q&A

Q1. なぜ、分別収集するのですか。

容器包装プラスチックは、限りある石油資源でできております。このため、これを分別し、リサイクルすることで、天然資源である石油の使用量を減らすことができます。

また、プラスチックの焼却量を減らすことで、温室効果ガス（CO₂）の出る量を減らすことができます。

Q2. なぜ、容器と包装だけが、分別収集の対象なのですか。

容器包装プラスチックのリサイクルは、「容器包装リサイクル法」という法律に基づき実施しているため、この法律が対象としている、容器や包装材のみを分別収集します。

この法律により、京都市が収集した容器包装プラスチックは、異物を取り除いてから、圧縮・梱包し、リサイクルする事業者へ引渡し、再資源化されますが、この再資源化にかかる費用は、容器や包装材を利用・製造する「特定事業者」が負担する仕組みになっています。

現在、分別収集についての住民の方々の理解と協力を得るために、容器包装以外のプラスチック製廃棄物についても特定事業者の負担でリサイクルが進められるよう、全国都市清掃会議を通じて「容器包装リサイクル法」の見直しを国に求めています。

Q3. 集めたプラスチックはどのようにリサイクルされるのですか。

京都市で一時的保管し、日本容器包装リサイクル協会（容リ協会）を通じてリサイクル事業者へ引渡します。京都市の平成19年度分の容器包装プラスチックは、パレット（フォークリフトなどで荷物を運ぶ際に用いる荷物を載せる板）と、製鉄所で使用するコークスの代替となるコークス炉化学原料としてリサイクルされています。

なお、リサイクルする事業者は、容リ協会が毎年入札で決めているため、年度によってリサイクル方法が変わることがあります。

Q4. 分別収集の対象とならない主なものは何ですか。

(1) プラスチック製でないもの

アルミホイル、紙おむつ、陶磁器など ⇒家庭ごみへ

牛乳パック、紙パックなど ⇒店頭回収や拠点回収へ

(2) プラスチック製であっても、容器や包装でないもの

ストロー、スプーン、文具、ハンガー、ひも、歯ブラシ、おもちゃ、小型のバケツ、洗面器、にぎり寿司の中仕切り、ごみ箱など ⇒家庭ごみへ

(3) 入れられるもの又は包まれるものが「商品」でないもの

ダイレクトメールを入れた封筒、クリーニングの袋など ⇒家庭ごみへ

(4) 形は容器でも商品そのもの

弁当箱、ふでばこ、ポーチ、プラスチックケース ⇒小型のものは家庭ごみへ

(5) その商品を使い切ったり又はその商品と分離した場合に、不要にならないもの。
(その商品の持ち運びや保管のために必要かどうか、品質保持のために必要かどうか、から判断します。)

CD・カセットテープ・ビデオのケースなど ⇒少量の場合は家庭ごみへ

楽器・カメラのケース、テニスラケットのケース、電動工具のケース、積み木のケースなど ⇒小型のものは家庭ごみへ

Q5. ラップは対象になりますか。

商品を包んでいるラップは対象になります。ラップに貼付しているラベルで、はがれないものは、ついたままで結構です。(例：トレイや果物などを包んでいるラップ)

ご家庭で使用したラップは、対象となりませんので、家庭ごみへ出してください。

Q6. マヨネーズなどの容器はどの程度きれいにすればいいのですか。

軽くすすいで、中身が落ちる程度でかまいません。油分まで落とす必要はありません。

汚れがとれない場合は、家庭ごみに出してください。

Q7. 発泡スチロールなどの大きなものは潰していいのですか。

大きなものは、潰したり、切ったりして構いません。

Q8. 集めた容器包装プラスチックは、どこに持っていくのですか。

収集車は、横大路学園（南部クリーンセンター内）と西部圧縮梱包施設に運び、そこで手作業で異物を取り除き、圧縮・梱包して業者に引き渡します。

Q9. 同じプラスチック製容器なのに、なぜペットボトルは対象とならないのですか。

効率的にリサイクルするためには、できるだけ同じ材質のものを集める必要がありますが、単一素材でできているペットボトルとは異なり、容器包装プラスチックは様々な材質でできています。

このため、容器包装リサイクル法では、もともと飲料用・醤油用ペットボトルと容器包装プラスチックは別々に集めることになっており、飲料用・醤油用ペットボトルが容器包装プラスチックに混ざれば異物とみなされてしまいます。

Q10. 会社や業者が収集しているマンションでは分別しなくていいのですか。

容器包装リサイクル法は、一般廃棄物である容器包装廃棄物を対象としております。会社や事業所など事業活動に伴って排出されたプラスチック類の廃棄物は、全て産業廃棄物として事業者の責任より処理することとされております。

このため、会社等から排出される容器包装プラスチックを一般廃棄物として京都市が処理することはできませんが、循環型社会を構築するためには、家庭でも事業所でもごみの発生抑制に努めるとともに、排出されるごみはできるだけ分別し、資源として有効に活用する必要があります。

一方、一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集しているマンションの資源ごみは、本来家庭ごみであり、分別排出に協力いただくため今後も啓発に努めます。

Q11. 容器包装プラスチックも午前中に収集できないのですか。

容器包装プラスチックの分別収集を市内全域で実施するにあたりましては、市民の皆様方に新たな経済的負担を与えることのないよう、それ以前の人員機材の中で実施しており、家庭ごみの収集終了後、一旦車両内部を洗浄してから、同車両により収集に向かうため、午後から収集せざるを得ないのが現状です。

分別収集実施後、定期収集ごみのそれぞれの量の変動しており、収集時間帯が一定していないことや、台風の発生等、その日の状況によっては、容器包装プラスチックを優先的に収集していく措置も検討する必要があることから、現在のところ、家庭ごみや他の資源ごみと同様に収集日当日の朝8時までに出していただくようお願いします。

今後につきましては、容器包装プラスチックの分別排出状況の変化を注視し、どのような収集形態が望ましいのか、コスト面も踏まえて検討していきます。

Q12. 資源ごみ用指定袋のもっと小さいサイズを希望します。

現在、検討を重ねており、できるだけ早い段階で方向性を出し、実現していきます。

Q13. 容器包装を減らすように、事業者を指導すべきではないでしょうか。

現在、本市では以下の取組を進めております。

- 大都市の協議会や全国自治体の協議会を通じて、廃棄物の発生抑制を念頭においた製品づくり、販売体制の確立などについて関係業界を指導するよう、国に働きかけています。
- 過大・過剰包装追放に向けた取組として、包装の簡素化を求める要請文を事業者団体に送付しています。
- 市民、地元企業、行政が参加した「京都市ごみ減量推進会議」が推進母体となって、ばら売りや量り売り、トレイなどの回収ボックスの設置、簡易包装などを進めています。
- 事業者や市民団体と協定を結んで、レジ袋を減らす取組を進めています。
- 大規模小売店舗立地法等に基づく届出時に廃棄物の減量及びリサイクルに繋がる取組を推進するよう要請しています。